

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 25 日

和歌山県知事 殿

提出者

住所

大阪府大阪市中央区谷町2-3-4

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社NIPPO 関西支店  
執行役員支店長 田口 和男

電話番号

06-6942-6125

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社NIPPO 関西支店 和歌山県(和歌山市管轄地域内除く)管内元受工事
事業場の所在地	株式会社NIPPO 関西支店 和歌山県(和歌山市管轄地域内を除く)管内元受工事所在地
計画期間	令和 3年4月1日～令和 4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	工事完成高, 48, 380万円(和歌山市管轄除く和歌山県管轄内)
③ 従業員数	2, 062人(全社)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○カフヘ、陶磁器、セラミックス 処理業者(破碎)へ委託(再資源化) ○がれき類 自社中間処理(破碎)を主とし一部処理業者(破碎)へ委託(再生砕石として再資源化) ○木くず 処理業者(破碎)へ委託(チップ材として再資源化) ○廃プラスチック 処理業者(破碎・圧縮・溶融)へ委託(再資源化) ○紙くず 処理業者(破碎)へ委託(再資源化) ○建設系混合物(管理型・安定型) 処理業者(破碎・選別) へ委託(再資源化)</p>

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙①管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】 別紙②一覧表のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ○工事による産業廃棄物の発生の抑制は、排出量を抑制した設計の推進を図る。  ○設計・計画以上の産業廃棄物の発生を極力抑制する。  ○再利用出来る梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。	
②計画	【目標】 別紙②一覧表のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ○上記の取組を維持し、さらに強化する。	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) れき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、ガラスくず等、建設系混合物の分別を確実に 行い、他の廃棄物が混入しないように保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の廃棄物に加え、その他の廃棄物についても混入が無いように分別・保管を 実施する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】 別紙②一覧表のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組) 実施した取組みはない			
②計画	【目標】 別紙②一覧表のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 取組みの予定はない			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】 別紙②一覧表のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 実施した取組みはない				
②計画	【目標】 別紙②一覧表のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 取組みの予定はない				

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和 2 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 取組みはない		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 取組みの予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和 2 年度)実績】 別紙②一覧表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 出来る限り再生利用(リサイクル)業者を選定するとともに、処理業者の施設の現場確認、委託基準やマニフェスト交付義務の法令を遵守した上で、処理を委託した。		

②計画	【目 標】 別紙②一覧表のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について現地確認する。			
※事務処理欄				

### 管理体制図



